

<概要版>

資料 1
R03. 09. 03
令和 3 年度第 2 回審議会資料

長野市一般廃棄物処理基本計画

期間 令和 4 年度～令和 8 年度
(2022年度 ～ 2026年度)

本計画は、

ごみ処理基本計画
食品ロス削減推進計画
生活排水処理基本計画

で構成されています。

長野市廃棄物減量等推進審議会

本日も審議いただく箇所

赤字で示した部分をご審議いただきます。

一般廃棄物処理基本計画

第1部 総論

第1章 基本的事項

【法的根拠、適用範囲・計画期間、計画の構成等】

第2章 長野市の概況

【位置・沿革、人口・産業の概況】

ごみ処理基本計画

食品ロス削減推進計画

第2部 ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画

第1章 ごみ処理、食品ロスの現況

【ごみ処理フロー、ごみ処理体制、ごみ処理の実績、食品ロスを取り巻く現状等、課題の抽出】

第2章 ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画

【**ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項、数値目標、ごみの処理に関し実施する施策の基本方針**】

生活排水処理基本計画

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 現状と課題

【生活排水処理の現状等】

第2章 生活排水処理基本計画

【基本的な考え方、処理量の見込み等】

・ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

・家庭ごみ

家庭ごみは、定期収集により回収するほか、資源物の一部についてサンデーリサイクルを実施するものとする

ごみ集積所は地区等が設置、維持管理するものとする

・事業ごみ

事業系一般廃棄物は、排出者が自らの責任において処理するものとする

近年のごみ発生量に対し、一般廃棄物収集運搬業許可業者数は充足していることから、新規許可を原則停止するものとする

(2) 中間処理計画

・焼却処理

可燃ごみ等は、ながの環境エネルギーセンター又は千曲市B焼却施設で処理するものとする

・資源化处理

不燃ごみ及び資源物は、資源再生センター又は民間事業者で処理するものとする

(3) 最終処分計画

ながの環境エネルギーセンター及び千曲市B焼却施設で発生した処理残さは、エコパーク須坂で埋め立て又は民間事業者で資源化するものとする

(4) ごみの適正な処理を実施する者に関する基本的事項

関係法令及び計画の遵守のほか、適正な料金により処理を行うものとする

特に市は、処理費用を勘案した手数料を設定し、排出者へ経済的インセティブを与えるものとする

・数値目標

ご意見お伺いします。

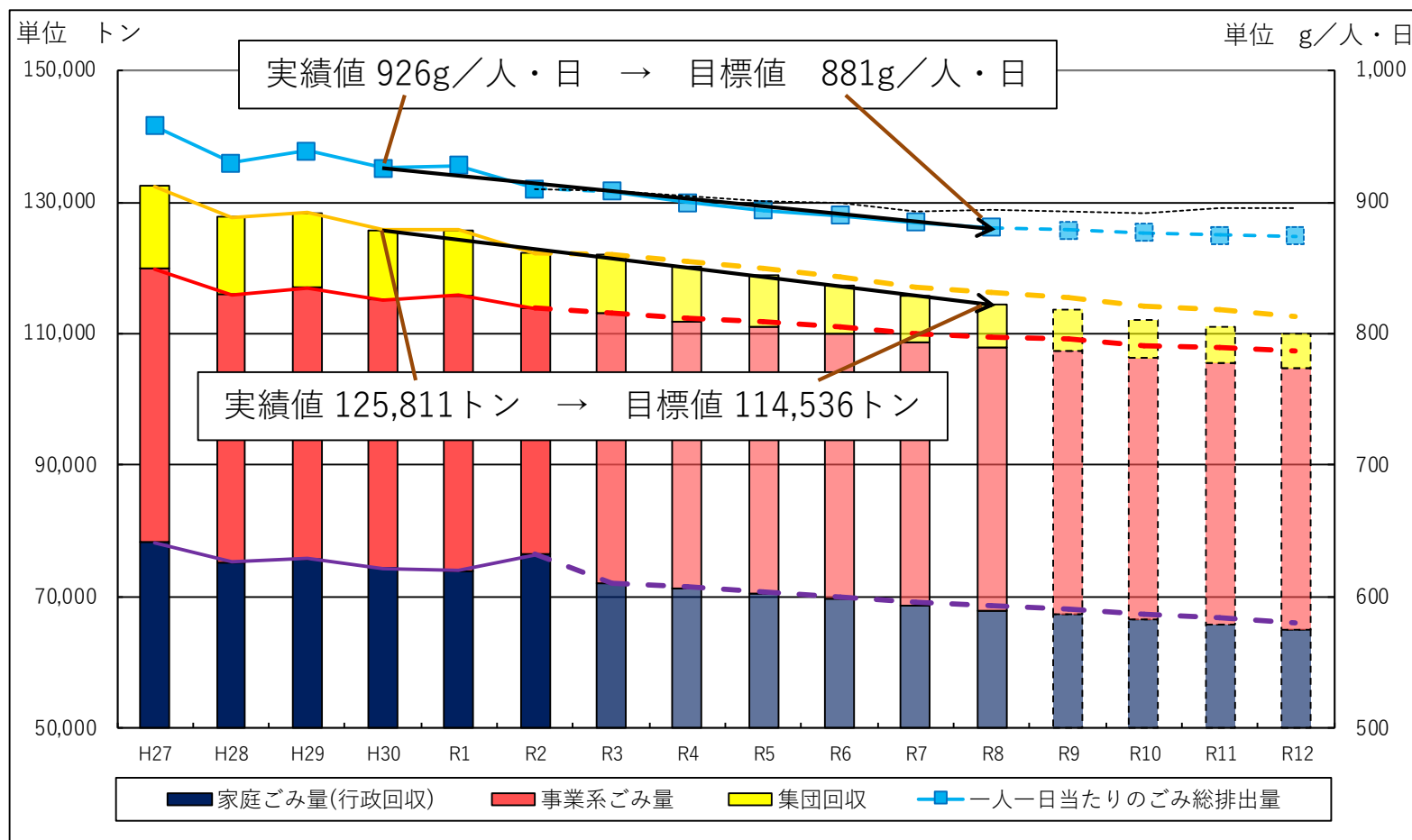
指標名【単位】	説明	H30基準値	R8目標値	スライド 番号
①ごみ総排出量 【トン】	家庭ごみ、事業系ごみ及び 集団回収量の計	125,811	114,536	5
①一人一日当たりのごみ総排出量 【g／人・日】	市民一人一日当たりのごみ総排出量(事業ごみ、 集団回収含む)	926	881	5
②事業系ごみ排出量 ※ 【トン】	可燃ごみ、不燃ごみ及び 資源物の総量	40,898	40,004	6
③事業系可燃ごみ 排出量【トン】	事業系ごみ排出量のうち、 可燃ごみ排出量	39,115	38,445	7
④1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 【g／人・日】	家庭ごみのうち、市民一 人一日当たりの可燃・不 燃ごみ排出量	420	406	8
⑤最終処分量 【トン】	中間処理後埋立量	6,143	3,289	9
⑥家庭系食品ロス量 【g／人・日】	家庭ごみのうち、可燃ご みに含まれる食品ロス量	37.0	27.0	10

* 第五次長野市総合計画後期基本計画では、「事業所からのごみ排出量」と表記

①ごみ総排出量

ごみ総排出量及び一人一日あたりのごみ総排出量については、②及び④を踏まえて算出した量を目標値とします。

ごみ総排出量は平成30年度比で11,275トン削減した114,536トン、一人一日あたりのごみ総排出量は平成30年度比で45グラム削減した881グラム／人・日を目指すものとします。



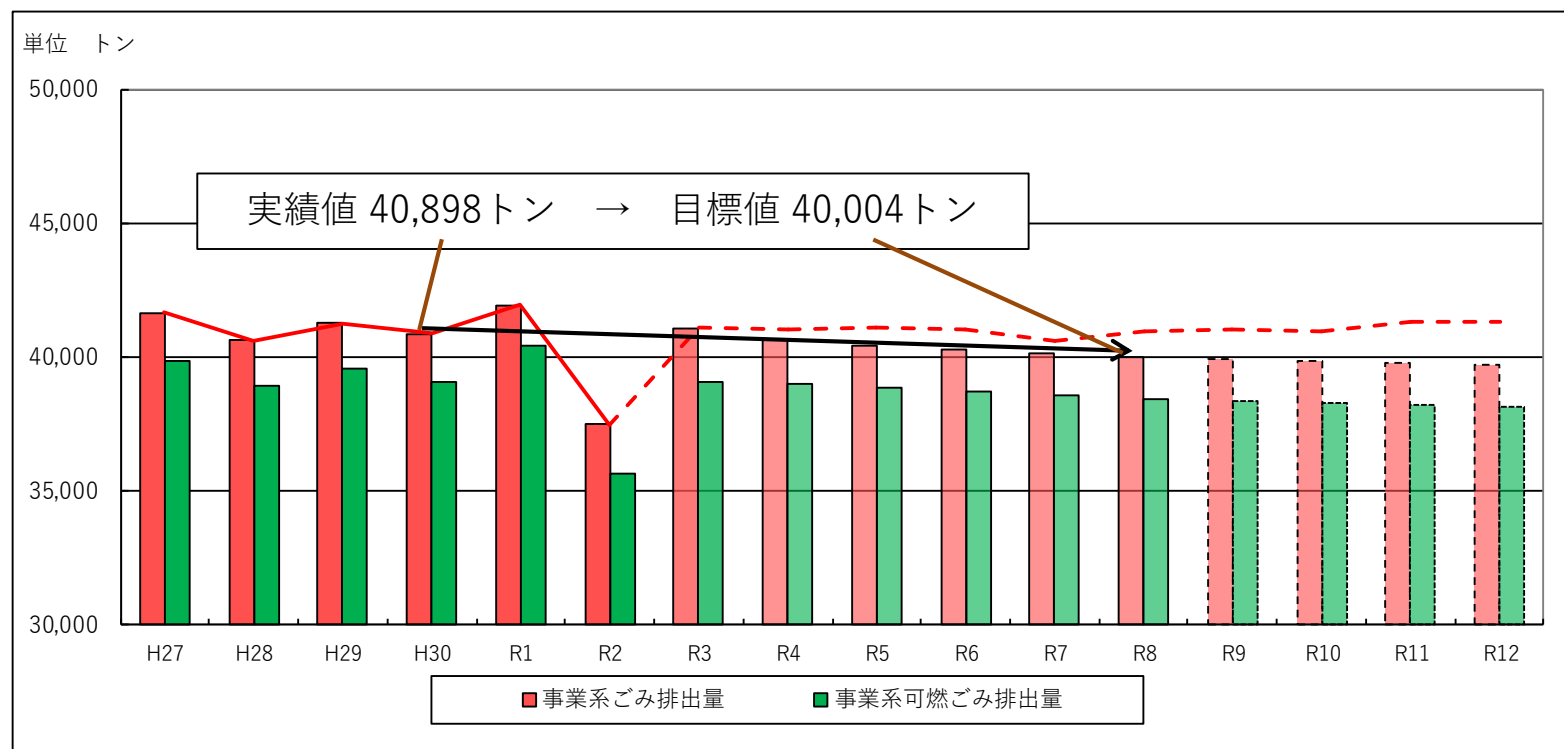
②事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、平成30年度比で894トン削減した40,004トンを目指すものとします。

可燃ごみについては、③を踏まえ平成30年度比で670トン削減するものとします。

不燃ごみについては、729トンの増加を見込んでいますが、減量の実施を進め、現状値を維持するものとします。

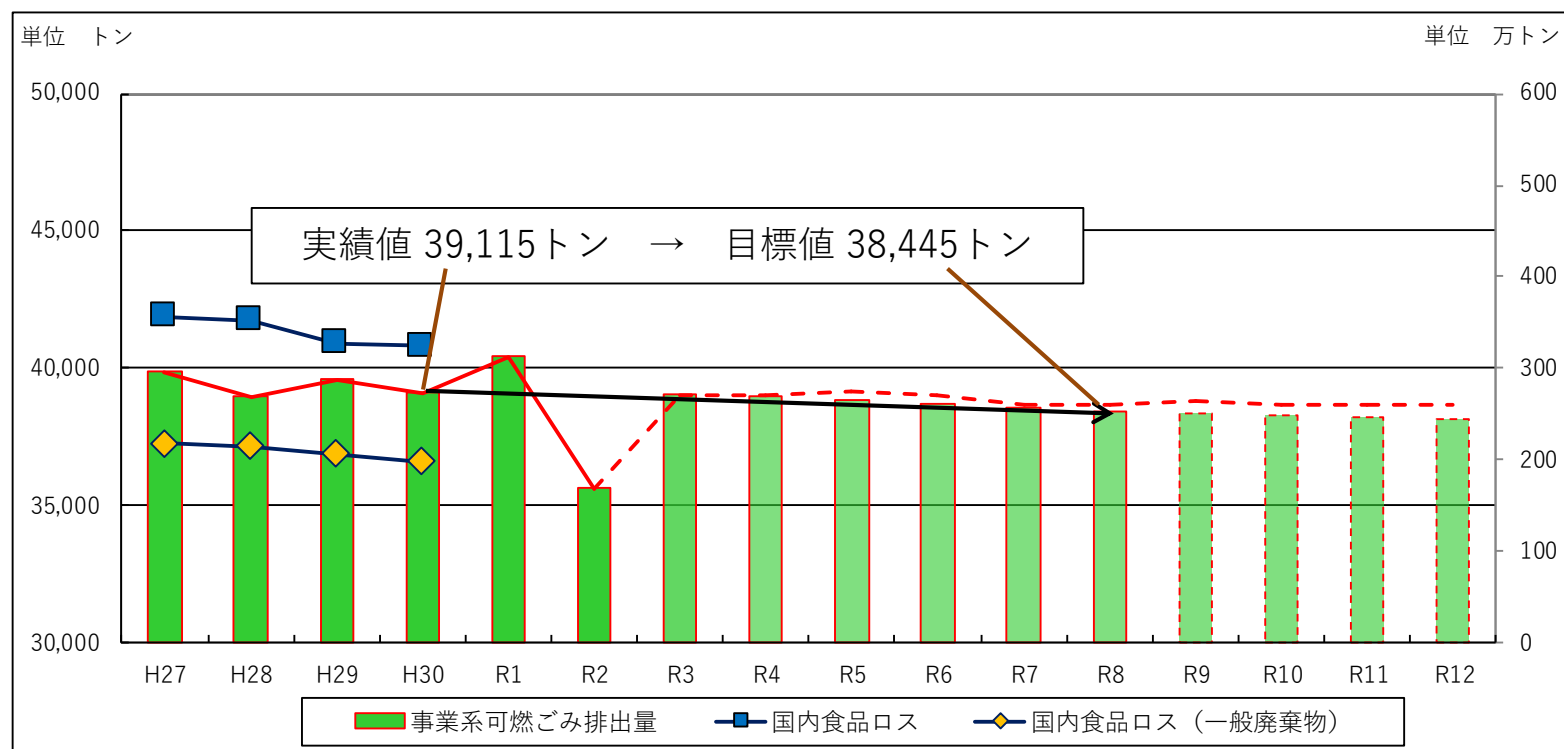
資源物については、224トンの減少を見込んでおり、これを達成するものとします。



③事業系可燃ごみ排出量

事業系ごみのうち可燃ごみについては、**従業員一人一日当たり**毎年2グラム削減し、5年間で**10グラム削減**するものとします。これにより、事業系可燃ごみ排出量は、平成30年度比で670トン削減した38,445トンを目指すものとします。

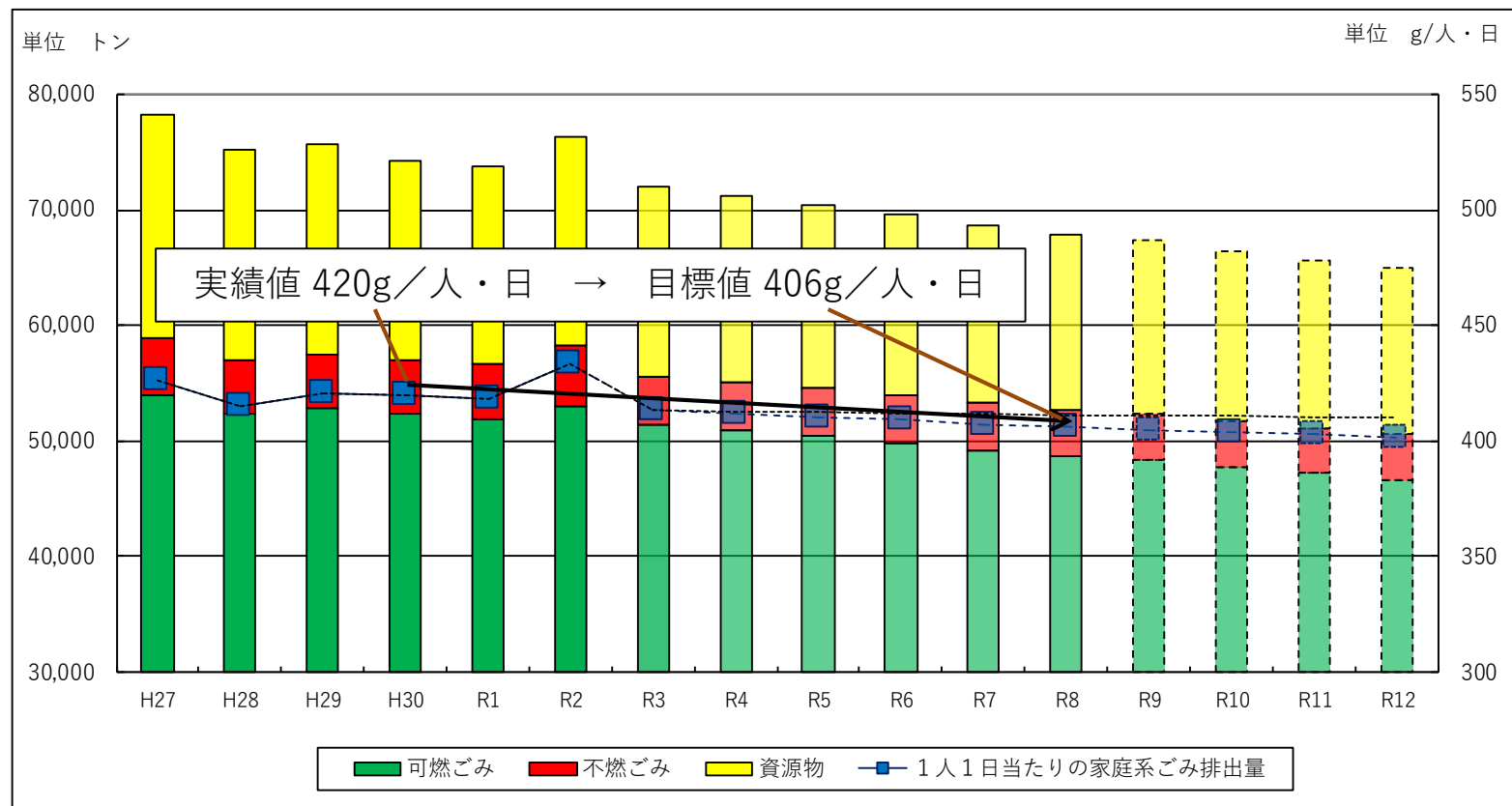
なお、本市の事業系可燃ごみ排出量と国内食品ロス総量や一般廃棄物の量との相関関係を調査しましたが、強い関係が認められませんでしたので、本市の事業系食品ロスは、事業系可燃ごみ全体の削減を図ることにより、事業系食品ロスの削減を図るものとします。



④ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

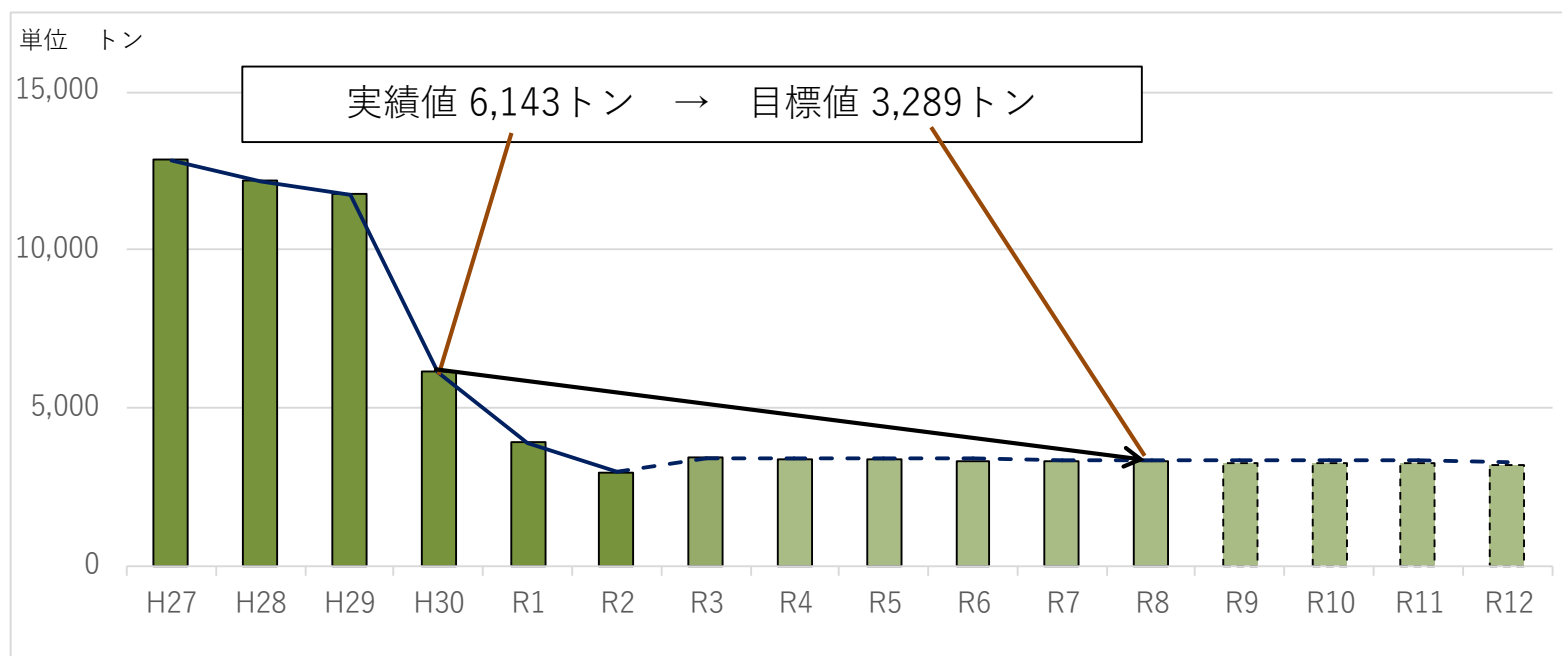
家庭ごみのうち市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみ排出量については、平成30年度比で14グラム削減した406グラム／人・日を目指すものとします。

可燃ごみについては、⑥を踏まえ10グラム削減するものとします。不燃ごみについては、4グラムの減少を見込んでおり、これを達成するものとします。



⑤最終処分量

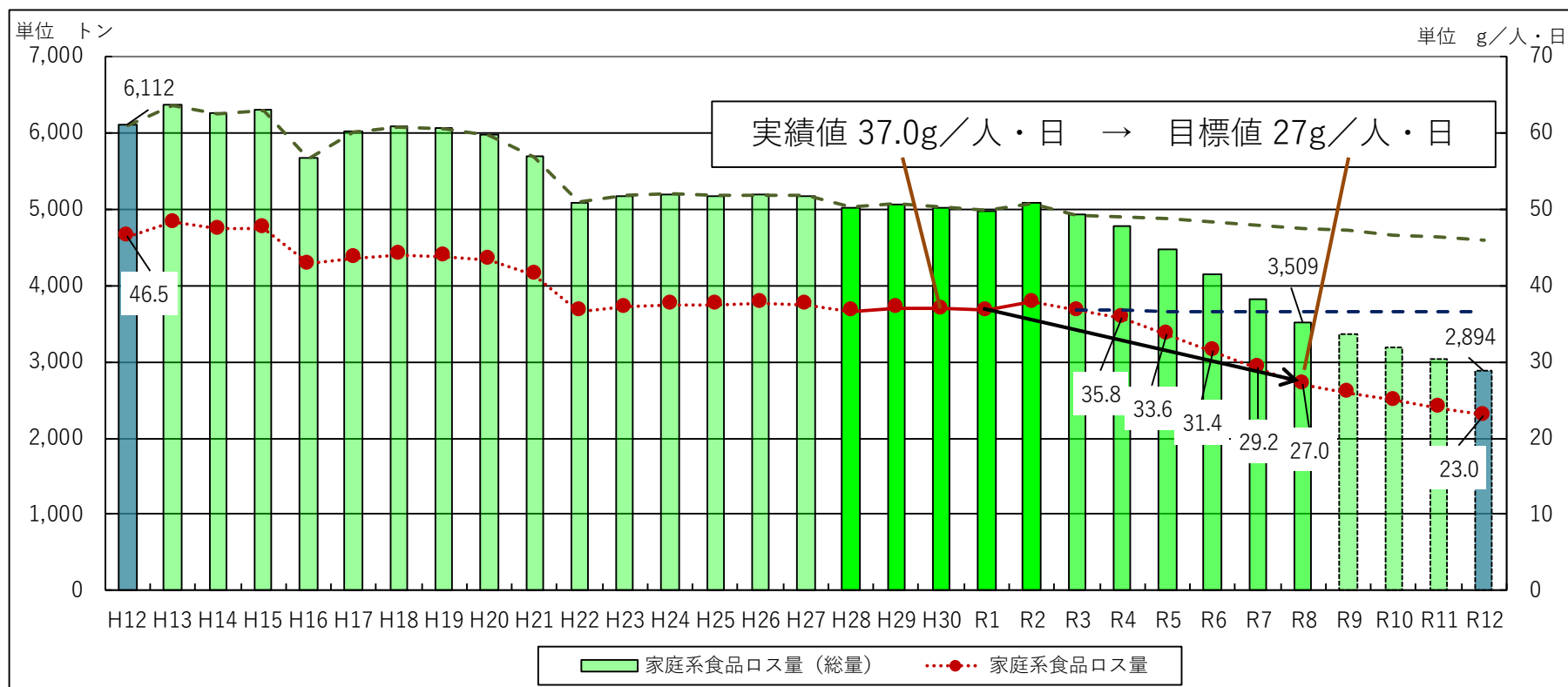
最終処分量については、①が達成できた場合に処分が見込まれる量を目標値とします。最終処分量は、平成30年度比で2,854トン削減した3,289トンを目指すものとしします。



⑥家庭系食品ロス量

食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、家庭系可燃ごみに含まれる市民一人一日当たりの食品ロス量を令和12年度までに平成30年度比で14グラム削減する必要があります。

家庭系食品ロス量については、**市民一人一日当たり**毎年2グラム削減し、5年間で**10グラム削減**するものとします。これにより、家庭系食品ロス量は、27グラム／人・日を目指すものとします。そして、**令和12年度において家庭系食品ロス量の半減**を達成するものとします。



・ごみの処理に関し実施する施策の基本方針



① 4 Rの推進に関する事項

長野県では、これまでの3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に「転換（リプレイス）」を加え、取り組みを推進しています。

本市においても、使い捨てプラスチック製品から植物性由来など環境にやさしい素材・製品への転換という意味の「リプレイス」を加えた4 Rを推進します。

・家庭ごみの減量・分別の推進

食品の食べ切りや生ごみの水切り等によるごみ減量を推進します。

・事業ごみの減量・分別の推進

排出事業者の責任を自覚し、ごみの発生段階において徹底して分別します。従業員ひとり一人がごみの減量に心がけるようにします。

・家庭ごみ処理手数料の適正な負担

ごみ減量のために導入している家庭ごみ処理手数料を基準に基づき見直します。

・地域循環共生圏づくりの推進

資源物について、排出機会の増加を図るほか、地域の中で資源物と経済を循環させるようにします。

- ・ **食品ロス削減の推進**

2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減させるため、施策に取り組めます。

食品ロス発生の実態把握を行うとともに、消費期限・賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等の購買活動が行われるようにします。

- ・ **プラスチックスマートの推進**

衣・食・住の様々な場面で使い捨てプラスチックを削減します。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式の変化にも対応したプラスチック廃棄物を削減する施策についても検討します。

②収集運搬に関する事項

- ・ **住民自治協議会との連携**

家庭用資源物・ごみ収集カレンダーの配布やごみ集積所の設置及び改修補助金を交付します。

- ・ **排出機会の増加**

家庭系資源物についてサンデーリサイクル等の拠点回収を充実させます。

- ・ **家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討**

家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入を検討します。

- ・ **一般廃棄物収集運搬業許可の検証**

事業系ごみ発生量及び社会情勢を検証・予測し、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針について検討します。

③中間処理に関する事項

- ・長野広域連合ごみ処理広域化の推進

長野広域連合ごみ処理広域化基本計画の推進を支援します。

- ・資源再生センターの計画的な整備及び施設運営

資源再生センターを計画的に整備し、かつ安定的に運営します。

- ・ごみ処理手数料の適正な設定

資源再生センターへ直接搬入する不燃ごみ及び資源物の処理手数料については、3年に1回見直します。

④最終処分に関する事項

- ・長野広域連合最終処分場の整備

長野広域連合ごみ処理広域化基本計画の推進を支援します。

⑤災害廃棄物対策に関する事項

- ・災害廃棄物処理計画の見直し

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、長野市災害廃棄物処理計画を見直します。

⑥計画の推進に関する事項

- ・PDCAサイクルによる計画の点検

PDCAサイクルにより計画を進行管理します。

基本理念及び役割分担

・基本理念

ご意見お伺いします。

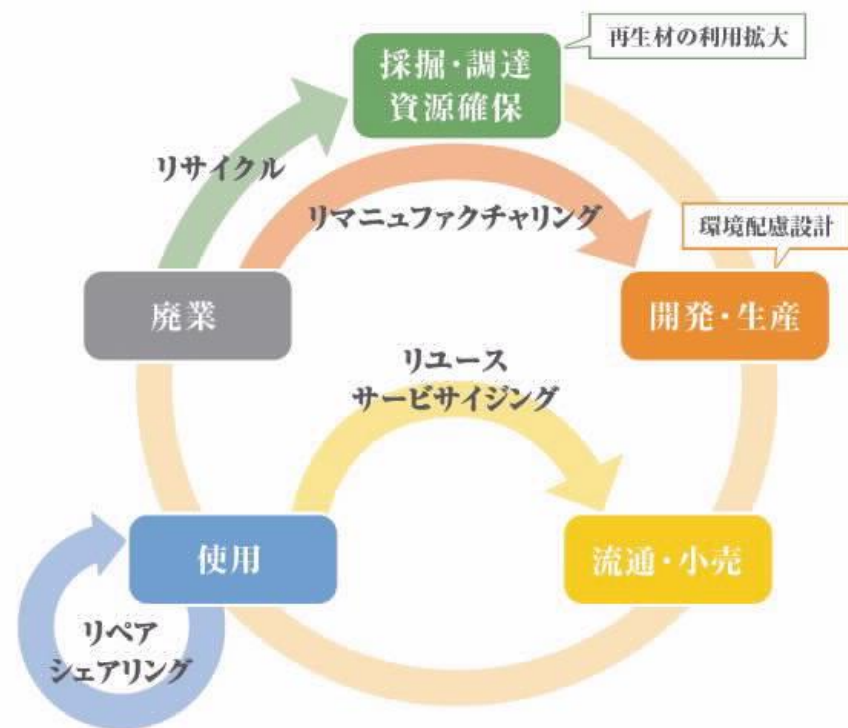


「必要なモノ・サービスを必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うために、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取り組みを図ることが重要です。

ごみの排出抑制のための市民、事業者及び市の役割分担を定めるものとします。

また、この役割分担を通じて貢献するSDGsのアイコンも示します。

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環



環境省第四次循環型社会形成推進
基本計画パンフレットより



・市民、事業者及び市の役割分担

①市民の役割



- ・ **あるを尽くして 食品ロスの削減**

食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買活動に努める

- ・ **プラスチックと賢く付き合う プラスチック廃棄物の削減**

プラスチック廃棄物の削減に向けて、賢く付き合う

- ・ **集団回収への積極的な参加**

リユースびんは集団回収へ出し、「生きびん」として循環させることにより、環境負荷の低減を図る

- ・ **容器包装廃棄物の排出抑制**

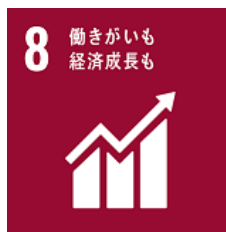
商品の購入に当たっては、買い物袋やマイバッグ等を持参し、また簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース）を使っている商品を選択

- ・ **更なる分別の徹底**

- ・ **処理が困難な廃棄物への理解**

排出方法の理解、適正な排出

- ・ **ごみ集積所の適正な管理**



②事業者の役割

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うことを認識する

また、一般廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識する

- ・ **分別の徹底**

産業廃棄物と一般廃棄物に徹底的に分別

- ・ **ライフサイクル全体で徹底的な資源循環**

製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体でごみを抑制

- ・ **食品ロスの発生抑制**

商慣行の見直し、食品がごみとならないよう販売方法を工夫

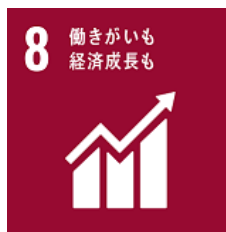
- ・ **流通容器包装廃棄物の排出抑制**

コストを正確に認識し、効率的な容器包装を使用するよう努める

- ・ **環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制**

従業員ひとり一人がものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する

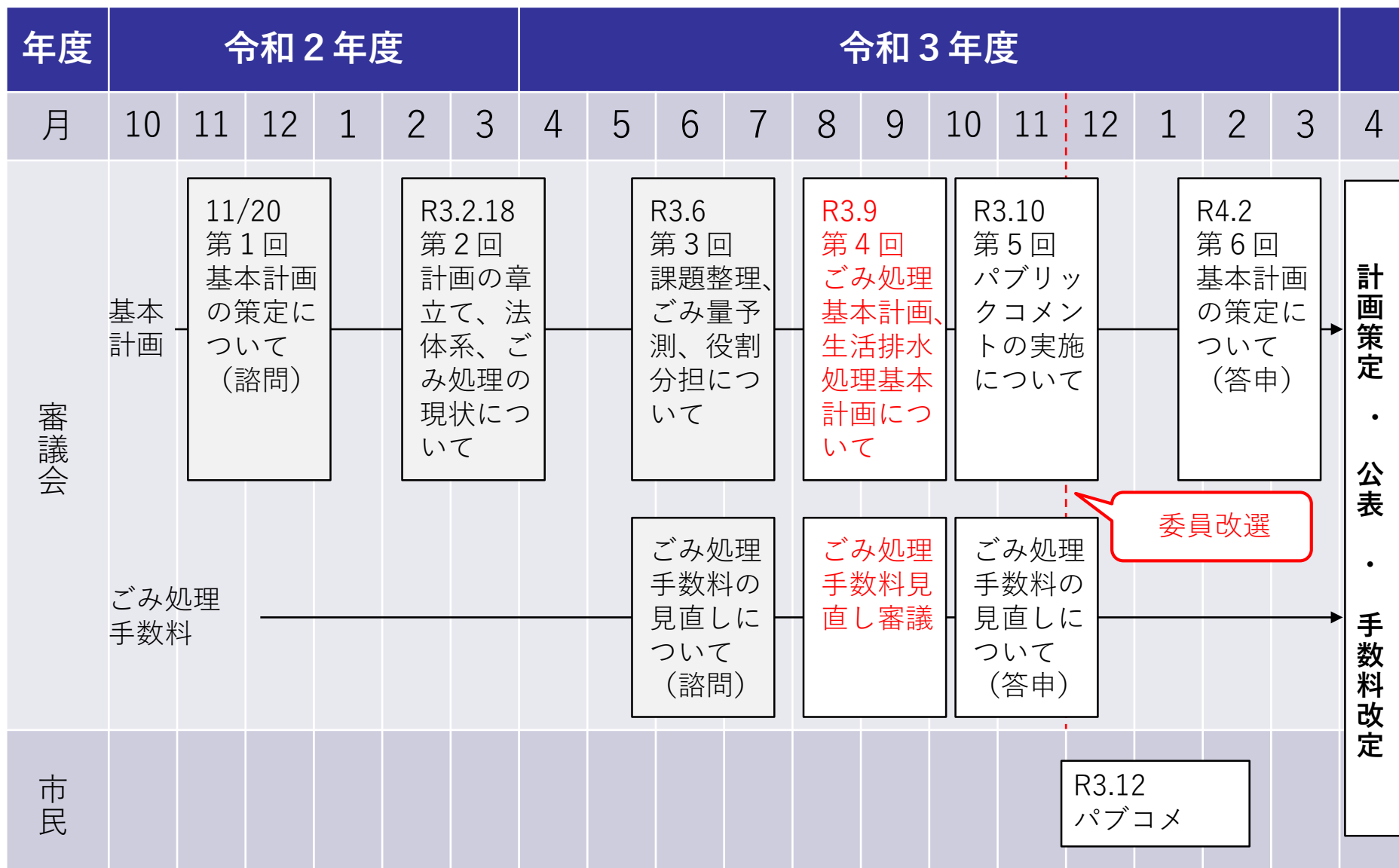
また、これらの取り組みを適切に消費者へ発信し、理解の促進に努める



③市の役割

- ・ **食品ロス発生の実態把握・削減への取り組み**
食品ロス削減のための方策を検討
- ・ **プラスチック廃棄物削減への取り組み**
新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式の変化にも対応したプラスチック廃棄物を削減する方策等を検討
- ・ **家庭系可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討**
燃やさざるを得ないプラスチックについて、バイオマスプラスチックの導入を検討
- ・ **家庭ごみ処理手数料有料制度の検証**
家庭ごみ減量のための新たな施策への財源の検討

今後のスケジュール（予定）



* 審議会等の回数は、基本計画策定の諮問後の開催回数